木育用おもちゃ貸出要綱

第１条　趣旨

　この要綱は、全国の地方公共団体のウッドスタート宣言促進のために、一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）が所有する木育用のおもちゃ（以下「おもちゃ」という。）の貸出について必要な事項を定める。

（注）おもちゃは、認定NPO法人芸術と遊び創造協会認定のグッド・トイです。

第２条　対象者

おもちゃの貸し出しを受けることができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

1. ウッドスタート宣言の準備や認定NPO法人芸術と遊び創造協会が主催する木育キャラバンの実施を検討している地方公共団体
2. ウッドスタート宣言の準備等のために内部協議または住民からの意見聴取を目的としている地方公共団体
3. その他、理事長が必要と認める地方公共団体

第３条　貸出期間

　おもちゃの貸出期間は、配送及び返送に要する日を含めて原則４週間以内とする。

第４条　貸出料金

　おもちゃの貸出料金は次のとおりとする。ただし、おもちゃの貸出及び返却にかかる配送料は利用者負担とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 貸出料金 |
| 1週間 | 40,000円 |
| 2週間 | 60,000円 |
| 3週間 | 75,000円 |
| 4週間 | 85,000円 |

第５条　申請手続

　利用者は、借用開始日の２週間前までにセンターに申請書を提出しなければならない。

第６条　貸出の決定

　センターは、前条の申請があったときは、申請を審査し、適正と認める場合は、利用者に通知するものとする。

第７条　遵守事項

　利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. この要綱に定める内容に反して利用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと
2. おもちゃの原状を変更しないこと
3. おもちゃを利用する前に使用方法を確認しておくこと
4. おもちゃの使用中においては、感染防止対策に万全を期すとともに、使用後においては必ずアルコール等で十分消毒し乾燥させるなど、おもちゃの除菌には細心の注意を払うこと
5. おもちゃは、ウッドスタート宣言又は木育キャラバンに関して、内部で協議する場合や乳幼児健診等で住民の意見を聴く場合に利用できることとする。

第８条　おもちゃの紛失・故障・破損および事故

（１）貸出期間中、おもちゃを紛失、故障又は破損させた場合は、故意又は過失の有無に関わらず、同様のおもちゃを利用者が購入し、センターに返却しなければならない。

（２）おもちゃの返却後に、故障又は破損が発覚した場合は、直前の利用者が故障または破損したおもちゃと同様のおもちゃを購入し、センターに返却しなければならない。

第９条　センターの責任

おもちゃの使用により、利用者が被った被害、または利用者が第三者に与えた損害に対しては、センターは一切の責任を負わない。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。